

道路区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成21年2月23日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員(m)	延長(m)
市道	豊栄2-177号線	新潟市北区大瀬柳字縄内267番地先から 新潟市北区長戸呂字黒山3781番地先まで	前	4.0~18.5	144.7
			後	4.0~25.0	170.6
市道	豊栄2-178号線	新潟市北区大瀬柳字縄内267番地先から 新潟市北区大瀬柳字縄内268番地先まで	前	3.8~8.0	59.5
			後	3.8~16.0	56.1
市道	豊栄2-314号線	新潟市北区大瀬柳字縄内280番1地先から 新潟市北区大瀬柳字縄内280番1地先まで	前	4.0~6.5	42.5
			後	6.0~11.2	42.5